（飼養等及び譲渡し等に関する計画の基準）

第三十七条　法第四十八条の四第一項第三号の環境省令で定める基準は、飼養等及び譲渡し等に関する計画が、認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであることとする。

（展示の方針等の基準）

第三十八条　法第四十八条の四第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針が、当該種が置かれている状況、その保存の重要性並びにその保存のための施策及び事業についての適切な啓発に資すると認められるものであること。

二　認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う希少野生動植物種（令別表第三に掲げる種及び第五条第二項第七号から第九号までに掲げる種を除く。）のうち一種以上の個体について繁殖させ、又は繁殖させることに寄与すると認められるものであること。

三　認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う国内希少野生動植物種のうち一種以上の個体について、その生息地又は生育地における、当該種の個体の繁殖の促進、当該生息地又は生育地の整備その他の当該種の保存を図るための事業に寄与すると認められるものであること。

四　認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体が、適法に取得されたと認められるものであること。

五　その他認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う希少野生動植物種の個体を種の保存のため適切に取り扱うことができないと認められるものでないこと。

（認定の申請等）

第三十九条　法第四十八条の四第二項の規定により同条第一項の認定の申請をしようとする者は、同条第二項の申請書に次の書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

一　国又は地方公共団体以外の者である場合にあっては、定款若しくは寄附行為、役員名簿及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

三　認定の申請者が法第四十八条の四第四項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

2　環境大臣は、法第四十八条の四第一項の申請をしようとする者に対し同条第二項の申請書及び前項各号の書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　法第四十八条の四第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　認定の申請者が寄与する前条第三号の事業に係る国内希少野生動植物種の種名

二　認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を取得した経緯

（認定希少種保全動植物園等の公示の方法）

第四十条　法第四十八条の四第五項の規定による公示は、次の各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　認定を受けた（変更の認定を受けた場合、変更若しくは廃止の届出をした場合、認定の更新を受けた場合又は認定を取り消された場合を含む。次号及び第六号において同じ。）者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

（新規）

（新規）

（新規）